国の動向

社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針(平成19年厚生労働省告示第289号)

介護サービス従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律(平成20年5月28日公布・施行)

■社会保障の機能強化のための緊急対策 ~5つの安心プラン~(平成20年7月)

①高齢者が活力をもって、安心して暮らせる社会

- ②健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会
- ③未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会
- ④派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会
- ⑤厚生労働行政に対する信頼の回復

人口減少時代を迎える中で、健康現役社会を実現するため、いくつになっても安心して働ける環境整備を図るとともに、地域で希望を持ち健康で質の高い生活が送れるよう医療・介護・福祉サービスの充実を図る

- ①知恵と経験豊かな高齢者が年齢に関係なく働ける環境整備,経験を活かした新規事業の立ち上げ支援等
- ②高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるための医療・介護・福祉サービスの充実や地域づくり
- ③その他

「認知症と医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」 (平成20年7月)

⇒今後の認知症対策を更に効果的に推進し,適切な医療や介護,地域ケア 等の総合的な支援により,たとえ認知症になっても安心して生活できる社会 を早期に構築することが必要

「安心と希望の介護ビジョン(平成21年度)」(策定中)

<検討事項>

- ①自助・公助・共助を組み合わせたケアの構築
- ②持続可能な介護保険
- ③介護を担う介護従事者の人材確保
- 4)医療サービスと介護サービスの適切な提供
- ⑤都市部や地方等の地域ニーズに対応した地域ケア構築のための仕組みづくり

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(H18.3告示)<改正案>

- ⇒第4期介護保険事業計画は,第3期計画において設定した平成26年度の目標に至る中間段階としての位置付け 【第4期計画の参酌基準(第3期計画より変更なし)】
- ●介護保険3施設及び介護専用型の居住系サービスの適正な整備
- ●介護保険3施設利用者の重度者への重点化

【第3期計画からの改正ポイント】

- ●療養病床から老健施設等への転換分の取扱いを規定
- ●介護予防事業等の効果による認定者数の見込み方に係る規定についての見直し

平成21年度 介護報酬改定(検討中)

県の動向

栃木県地域ケア体制整備構想(平成20年2月)

- ●介護サービスの提供体制の確保
- ●在宅医療の充実
- ●見守り提供体制の確保
- ●地域包括支援センターの充実
- ●療養病床の転換
- ⇒療養病床転換推進計画(平成19年度~平成23年度)

栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン21(四期計画)」 (平成21年~平成23年) (策定中)

- ●平成26年に目標に至る中間段階
- ●三期計画の評価を踏まえた見直し
- ●地域ケア体制整備構想の具体化

参考:「はつらつプラン21(三期計画)」

◎目指すべき高齢社会の姿(平成26年) ⇔ 団塊の世代全てが高齢者

【5つの基本目標】

- ・「健康に暮らせる社会づくり」
- 「生きがいを持てる社会づくり」
- ・「自立して暮らせる社会づくり」
- 「自分らしく生きられる社会づくり」
- 「住み慣れた地域で暮らせる社会づくり」

宇都宮市の施策

宇都宮市第5次総合計画(平成20年~平成29年)

■「まちづくりの大綱」 ~みんなで「安全な地域社会と健康な笑顔あふれる暮らしをつくる」ために~

〇政策の柱:「市民の安心で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために」(健康・福祉・安心分野)の実現

- ●基本施策 「都市の福祉力を高める」
- ●基本施策 「高齢期の生活を充実する」
- ⇒戦略プロジェクト"げんき高齢者パワー"地域づくり応援プロジェクト
 - ①団塊・シニア世代の総合相談センターの設置
 - ②高齢者の社会活動支援の充実
 - ③高齢者の健康づくりの推進

培った豊富な経験・知識・技術 を生かす!

うつのみやの"幸せ力"アップを図る。

宇都宮市やさしさはぐくむ福祉のまちづくり推進計画(平成20年~平成24年)

目指す「まち」

「思いやりがあふれるまち」

「安心してくらせるまち」

「自立を共に支え合うまち」

【基本目標1】福祉のこころをはぐくむ人づくり

【基本目標2】安心して暮らせる仕組みづくり

【基本目標3】自立した生活を支えるまちづくり

<リーディングプロジェクト>

- ①ユニバーサルデザイン推進プロジェクト~やさしさや思いやりの気持ちをはぐくみます~
- ②地域福祉コーディネットワーク推進プロジェクト
- ~多様な資源とネットワークを活用した地域活動を促進します~

社会情勢の変化

団塊世代の大量定年退職

団塊世代人口(S22~S24生まれ) 約677万人(H18.10)

- ⇒総人口に占める割合は約5.3% 人口構造上, 大規模な集団
- ⇒平成24年~26年は65歳以上の高齢者が 年に100万人ずつ増加の見込み

(資料:平成20年版高齢社会白書)

少子高齢化社会

(高齢化率) 総人口に占める65歳以上の高齢者人口

平成19年 平成25年 21.5% ⇒ 25.2%

(資料:平成20年版高齢社会白書)

参考:18.20% (平成19年度, 宇都宮市)

認知症高齢者の増加

認知症高齢者数 (日常生活自立度 II 以上の高齢者)

平成17年 平成47年 205万人 ⇒ 445万人

※日常生活自立度Ⅱとは、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる状態。

生活習慣病の増加

65歳以上の高齢者の主な死因 ⇒「がん」「心疾患」「脳血管疾患」 が約6割を占める。

(資料:平成20年版高齢社会白書)

高齢者が関わる犯罪・事故の増加

高齢者の交通事故(原付以上)

平成18年 99,853件 (平成17年の1.3%の増加)

オレオレ詐欺・恐喝事件

平成19年 6,430件 (被害者のうち65歳以上の割合 59.2%)

(資料:平成20年版高齢社会白書)

高齢者虐待問題

要介護施設従事者等による高齢者虐待に 関する相談・通報の総数

273件(平成18年度)

養護者による高齢者虐待に関する相談・ 通報の総数 18.390件(平成18年度)

(資料:平成18年度高齢者虐待の防止, 高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果)

基本理念

- ○社会環境の変化やそれに伴う国や県の動向, また本市のアンケート調査の結果, 現在行われている施策・事業から導き出された評価や課題などを踏まえ, 高齢者が長寿を喜べる, ゆたかで活力ある社会を築くため, 高齢化の進行に伴う市民意識の変化や社会環境の変化などを念頭に置き, 本市の目指すべき高齢社会を実現するため基本理念を定める。
- 〇地域社会を構成する個人,地域団体,企業,行政などが,それぞれの責任と役割を担い,協働して地域保健福祉活動に取り組んでいくことを基本に、保健・医療・福祉の連携のとれた総合的なサービスを提供するとともに、生活環境のバリアフリーを推進し、高齢者が住みやすい地域社会を目指します。

現行計画 (平成18年~平成20年)

「健康で生きがいをもち, 自立した生活を 送ることができる, 活力ある 長寿社会の実現」

<見直しのポイント>

- ●より高齢者が「**安心して**」地域社会の中で暮らせることを目指す。
- ●「元気な高齢者」もまた「介護を必要とする方」も「その家族」等も「**笑顔」あふれる**社会づくりを目指す。

次期計画(平成21年~平成23年)

健康で生きがいをもち、 安心して 自立した生活 を送ることができる、

> **笑顔あふれる** 長寿社会の実現

基本目標1

健康ではつらつとした生活の実現

(1)健康づくりの推進

(主な事業)

・健康づくり実践活動の推進

(2)生活習慣病予防対策の推進

(主な事業)

- 健康診査の実施
- 訪問指導の実施(生活習慣病予防)
- ·健康教育の実施(生活習慣病予防)

(3)介護予防事業の推進

(主な事業)

- 訪問指導の実施(介護予防)
- 高齢者短期宿泊事業の実施

施策体系の考え方

①現行計画の評価

- ・健康づくり事業は、概ね目標を達成
- ・生活習慣病対策は一部で目標を下回る
- 介護予防事業全般で見込みを下回る

②アンケートの結果

- ・現在やっていることでスポーツ(健康づくりも含む) にいきがいを感じる人が多い
- ・特定健康診査について「受診したいが,受け 方がわからない」人が半数程度いる
- ・健康診査の受診について、「身近な場所で受診できること」を望む人が多い
- ・地域包括支援センターの認知度が低い
- 介護予防事業の認知度が低い

③社会情勢等

- ・生活習慣病の増加 (⇒メタボリックシンドロームへの着目)
- 要介護認定者の増加
- 高齢者単身世帯の増加

■課題

- ①市民一人ひとりが、自ら健康づくり に取組めるような体制を整備する必要 がある。
- ②疾病の予防、早期発見・早期治療を 図るため、一次予防に重点をおいた施 策を推進する必要がある。
- ③要介護状態にならないように、介護予防事業を推進・充実する必要がある。

次期計画

資料5-1

基本目標・施策の方向性・施策

基本目標1

健康ではつらつとした生活の実現

(1)健康づくりの推進

・健康づくり事業の推進

(2)疾病予防対策の推進

疾病予防対策事業の推進

(3) 介護予防対策の充実(主要施策)

- •介護予防事業の充実
- ・地域包括支援センターの機能の充実

現行計画

基本目標 2 生きがいのある生活の実現

(1)生きがいづくりの推進

- ・生きがいづくりの充実
- 敬老事業の実施
- ・老人クラブ活動の育成・支援
- ・生涯学習のための環境の整備
- ・文化活動のための環境の整備
- ・生涯スポーツ活動の推進

(2)社会参画の推進

- ・高齢者の外出支援の充実
- ・シルバーボランティアの育成・支援
- ・シルバー人材センターの支援
- 高年齢者の就労支援・相談事業 の充実
- ・高齢者能力の活用の促進

施策体系の考え方

①現行計画の評価

- ・生きがいづくりの推進は概ね目標を達成
- 社会参画の推進は概ね目標を達成

②アンケートの結果

- ・現在の主な外出先として、「商店」「病院」が多い
- ・今後外出したい場所としては「趣味や余暇活動の場所」をあげる人が多い
- ・利用したい学習方法として「市が主催する講座」の割合が高い
- 生きがいつくりとして今後やってみたいことは、「スポーツ(健康づくりも含む)」のほか、「学習や教養を高めるための活動」「ボランティア活動」となっている

③社会情勢等

- 平均寿命の延伸
- ・団塊の世代の大量定年退職

■課題

- ①関係機関と適正な役割分担による 学習の機会の拡充やスポーツ活動の 推進などによる高齢者の生きがいつ くりを充実する必要がある。
- ②関係機関等との連携・協力体制を確立し、シニア世代等の社会参画を 支援する必要がある。

次期計画

資料5-2

基本目標 2 ゆたかで生きがいのある生活の実現

(1)生きがいづくりの充実

- 生きがいづくりの充実
- 敬老事業の推進
- ・老人クラブ活動の育成・支援
- <u>学習・芸術・スポーツ活動</u>の推進

(2)社会参画の推進

- 高齢者の外出支援の充実
- ・シルバー人材センターの支援
- 高齢者による地域活動の推進
- みやシニア活動センターの機能 の充実(主要施策)

現行計画

基本目標3 安心して自立した生活の実現

(1)介護保険事業の推進(主要施策)

- ・介護保険サービスの提供
- 事業の円滑な実施のための方策の推進

(2)福祉サービスの充実

- ・在宅福祉サービスの充実
- ・施設福祉サービスの充実

(3)地域保健・福祉体制の推進

- ・保健・福祉サービスの総合化の推進
- ・地域における福祉サービスの充実
- ボランティア・NPOの活動支援

(4)サービスの質の向上

- ・サービス提供事業者の育成・支援
- 人材の養成・確保の推進
- 苦情解決事業の推進

(5)認知症高齢者対策の推進(主要施策)

- ・認知症予防、早期発見・早期対応の推進
- ・専門的なケア体制の整備
- ・認知症高齢者などが暮らしやすい 地域づくりの推進

(6) 高齢者の権利擁護の充実

- 成年後見制度の活用
- ・地域福祉権利擁護制度の利用促進
- ・高齢者虐待への対策

施策体系の考え方

①現行計画の評価

- ・介護保険事業は、概ね計画通り進捗
- ・在宅福祉サービス・施設福祉サービス の充実は概ね目標を達成
- ・地域保健・福祉体制の推進は概ね目標を達成
- ・サービスの質の向上は概ね順調に進捗

②アンケートの結果

- ・保健・福祉サービスの認知度が低い
- ・高齢者の情報収集の手段として
- ・テレビ、市の広報が約6割を占めている
- 介護保険制度の認知度が低い

③社会情勢等

- 単身高齢者世帯の増加
- ・認知症高齢者の増加
- 要介護認定者の増加

■課題

- ①介護サービスの質の向上を図るとと もに、介護サービスの提供基盤の整備 促進を図る必要がある。
- ②在宅福祉サービスの充実を図るとと ともに、施設福祉サービスの計画的な 整備を図る必要がある。
- ③地域全体で高齢者を支え合うことが できる体制の整備を図る必要がある。
- ④各種研修会や指導監査を実施し、適正なサービスを提供する事業者の育成・支援を行い、また人材の確保や育成の充実を図る必要がある。
- ⑤認知症に対する理解や正しい知識の 普及を図り、認知症高齢者を支援する 体制づくりを行う必要がある。
- ⑥成年後見制度や権利擁護センターの 普及啓発及び地域包括支援センターの 有効活用によって高齢者権利擁護の充 実を図る必要がある。

次期計画

資料5-3

基本目標3 安心して自立した生活の実現

(1)介護保険事業の充実

- ・介護保険サービスの提供
- 事業の円滑な実施のための方策の推進

(2)福祉サービスの充実

- ・在宅福祉サービスの充実
- ・施設福祉サービスの充実

(3)地域保健・福祉体制の充実

- ・地域における福祉サービスの充実
- ・ボランティア・NPOの活動支援

(4)サービスの質の向上

- ・サービス提供事業者の育成・支援
- 人材の養成・確保の推進
- 苦情解決事業の推進

(5)認知症高齢者対策の推進(主要施策)

- 認知症予防の推進
- ・<u>認知症高齢者と介護者への</u> 支援体制の整備
- ・認知症高齢者などが暮らしやすい 地域づくりの推進

(6) 高齢者の権利擁護の充実

- 成年後見制度の活用
- 地域福祉権利擁護制度の利用促進
- 高齢者虐待への対策

現行計画

基本目標4

快適で安全安心な生活の実現

(1)公共的施設のバリアフリーの推進

- ・公共的施設のバリアフリーの推進
- ・交通環境のバリアフリーの推進

(2) こころのバリアフリーの推進

- こころのバリアフリーの推進
- 福祉教育の推進

(3)安全で安心な暮らしの確保

- 高齢者の事故防止の推進
- ・消費者被害の防止対策の充実
- ・防犯に対する啓発・教育の推進
- 防災対策の強化

(4) 高齢者にやさしい居住環境の整備

- ・住宅改修等に関する相談機能の充実
- ・高齢者にやさしい住環境整備事業の充実
- 高齢者世話付き住宅(シルバーハウジング)の充実
- 入所施設の整備

施策体系の考え方

①現行計画の評価

- ・施設バリアフリー推進は概ね目標を達成
- ・こころのパリアフリーの推進は概ね目標を達成
- ・安全安心な暮らしの確保は一部で目標 を下回る
- ・居住環境の整備では、一部で目標を下回る

②アンケートの結果

- ・今後の外出手段として「公共交通」の利用を希望する人が多い
- ・近所の人と親しく関わりがあるとする人は約6割いる
- ・「いざというとき頼りになる人」は「家族 や親戚」とする人が約7割いる

③社会情勢等

- ・高齢者が関わる犯罪・事故等の増加
- •高齢者虐待問題

■課題

- ①市民生活に直結する身近な施設や道路、公共機関のバリアフリー化を推進するとともに、福祉のイベントや身近な交流活動を通じた福祉のこころをはぐくむ人づくりを推進する必要がある。
- ②交通安全教育や防犯講習会等の 実施を通じた啓蒙活動及び,災害 時の支援体制の整備を図る必要が ある。
- ③高齢者が住みなれた地域で日常 生活を送れるよう居住環境の整備 を図る必要がある。

次期計画

資料5-4

基本目標4

快適で安全安心な生活の実現

(1)ユニバーサルデザインの推進

- 公共的空間のバリアフリーの推進
- ・交通環境のバリアフリーの推進
- ・こころのユニバーサルデザインの推進
- ·<u>福祉教育の推進</u>

(2)安全で安心な暮らしの確保

- 高齢者の事故防止の推進
- 消費者被害の防止対策の充実
- ・防犯に対する啓発・教育の推進
- 防災対策の強化

(3) 高齢者にやさしい居住環境の整備

- ・住宅改修等に関する相談機能の充実
- 高齢者にやさしい住環境整備事業の充実
- ・高齢者世話付き住宅(シルバーハウジング)の 充実
- 入所施設の整備

【主要施策1】介護予防対策の充実(1)

<事業の目的>

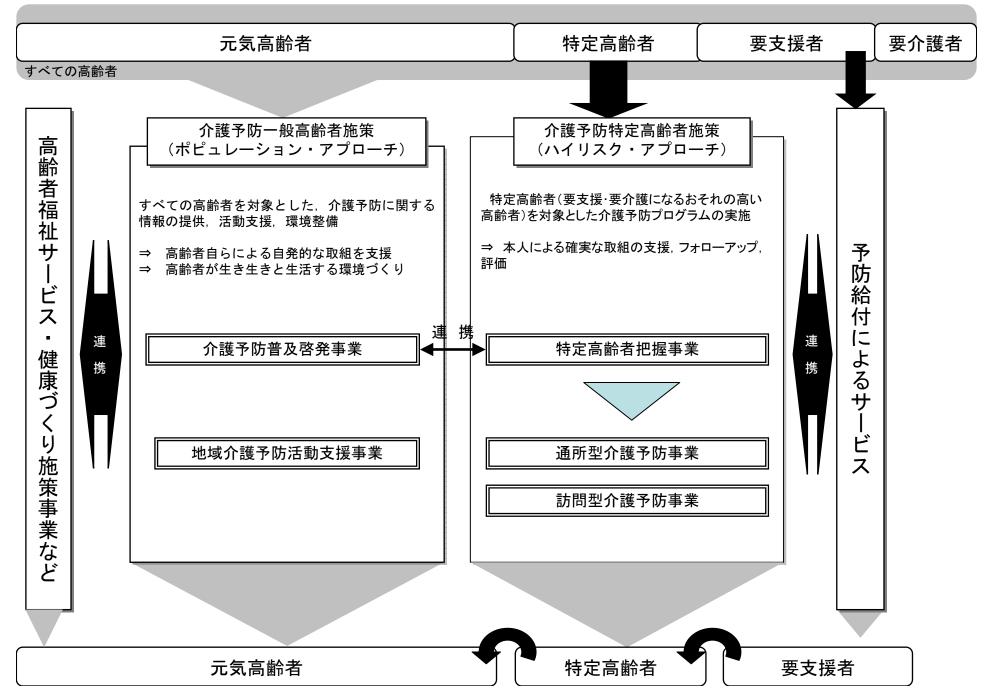
一般の高齢者や、要支援・要介護状態になる恐れの高い高齢者が、要支援・要介護状態に移行することを予防するために、可能な限り地域において自立した日常生活を営めるよう支援する。

課題
・介護予防についての普及・啓発を行い、生活機能が低下し始めた早期の段階で特定高齢者が把握できるよう、把握ルートの拡大を図る必要がある。
・特定高齢者の早期発見・早期対応を図るため、関係機関等との連携強化を図り、地域社会資源の活用を含めた効果的な支援について検討する必要がある。
・介護予防に関する普及・啓発を行うとともに、地域 包括支援センターのPRや活動支援を行う必要がある。

〈課題の総括>

•地域包括支援センター等の有効活用を図りながら、特定高齢者の把握や介護予防事業を推進していく必要がある。

【主要施策1】介護予防対策の充実(2)



【主要施策2】 みやシニア活動センターの機能充実(1)

<事業の目的>

団塊世代を中心とするシニア世代の知識や経験を生かすとともに、第二の人生を健康でいきいきと暮らすことができるように支援する。

現状	課題
・センターへの、多様な相談内容に対し、現在の相談 体制では対応が難しい状況である。	・相談員を充実させ、多様な相談にも対応可能な体制を 整備する必要がある。
・センターは今年度7月に開設したこともあり、市民への認知度が低い。	・市の広報やホームページ等の利用、魅力的な企画事業を充実することにより、幅広く市民に、センターの認知度を向上させる必要がある。

<課題の総括>

•センター機能の充実を図るためには、企画事業を充実するとともに、運営体制を整備する必要がある。

【主要施策2】 みやシニア活動センターの機能充実(2)

[みやシニア活動センター] 「働きたい」(就労・起業) ハローワーク宇都宮(国) 栃木県産業振興センター(県) ●センターの機能 連携 セカント・ライフヒ・シ・ネス支援センター(県) 宇都宮市シルバー人材センター(市) 宇都宮市ベンチャーズ(市) ○センター開設時間 開設曜日:月~土曜日の6日間 「地域や社会に貢献したい」 開設時間:午前9時~午後6時(週54時間) 日曜. 祝日. 年末年始は休み (地域活動) とちぎボランティアNPOセンター(県) 連携 宇都宮市民活動サポートセンター(市) 職員体制 ・ 宇都宮市社会福祉協議会ボランティアセ 相談員の充実 ○職員(2名) ンター(市) 〇民間の専門相談員1名 ※2名による交代勤務制 「趣味・スポーツ・健康づくり ① 自分づくり(就業・起業,生活設計,研修・資格取得 がしたい (学習活動) 1 総合相談 等の相談等) ② まちづくり(地域活動, 定住・交流の相談等) 連携 栃木県総合教育センター(県) 生涯学習センター(市) ① 心構えづくり(生涯学習センターと連携した団塊デ 2 企画事業 ビュー講座、インターンシップ事業の実施等) ② 仲間づくり(シニア交流会の実施等) 「新しい暮らし方を探りたい〕 3 啓発事業 (定住・交流) ・ 環境づくり(企業訪問、出前講座の実施等) 連携 • 栃木県観光協会(県) 情報共有化のため庁内関係部局及び関係機関との 4 ネットワーク 宇都宮観光コンヘンション協会(市) 連携・協力体制の確立

情報提供・アドバイス

シニア世代

市民協働のまちづくり

地域福祉への参画

【主要施策3】認知症対策の推進(1)

〈事業の目的>

認知症の理解を深め、高齢者一人ひとりが尊厳をもって、安心して暮らせるよう、高齢者やその家族等を支援する。

現状	課題
・健康教育などの健康づくりにおいて生活習慣病と認知症予防の繋がりを重点とした、一次予防のための普及啓発事業が不足している。	•認知症の発症の起因とされる生活習慣病やうつ病などの発症予防に取組むことの重要性の普及が必要である。
•高齢者に関する相談窓口が分散しており,一体的な相談が実施できておらず,認知症に関する専用の相 談窓口も確立されていない。	・本人や家族、ケアスタッフなど、認知症に携わる様々な相談者に対し、発症前から対応できる総合的な機能を持った窓口の設置が必要である。
・認知症高齢者などが,住みなれた地域で安心して生活することができるよう,介護保険制度改正により創設された「地域密着型サービス」基盤整備が進んでない。	•「地域密着型サービス」の計画的な整備を進めるための事業者参入に向けた効果的な支援が必要である。
•認知症サポーター養成講座を実施しているが、受講者は高齢者が多く、認知症高齢者を支える家族等に対する普及啓発は進んでいない。	•認知症高齢者や介護家族等を地域でささえるネット ワークの構築に向けた、認知症に対する正しい知識 の普及啓発が必要である。

<課題の総括>

●認知症に対する正しい理解や知識の普及を図り、認知症高齢者を支援する体制づくり・地域づくりを図る必要がある。

【主要施策3】認知症対策の推進(2)

○保健・医療・介護サービスの提供

	1次ステージ(発症予防)	
│ │ 認知症予防の推進	1. こころとからだの健康づくりの推進	
品の人は犯し、197027日代に	2. 介護予防事業の推進	
	2次ステージ(早期発見・早期治療)	
	1. 総合的な認知症相談体制の確立	
認知症高齢者と	2. 早期発見・早期診断システムの構築	
介護者への	3次ステージ(悪化予防・介護者支援)	
支援体制の整備	1. 専門的なケア体制の整備	
	2. 認知症介護者への支援	

○地域づくりと情報提供の推進

認知症高齢者など
が暮らしやすい
地域づくりの推進

- 1. 地域の資源づくりとネットワークの構築
- 2. 権利擁護の推進